

松田家家紋の歴史 2019年7月4日

家紋は定紋・替紋がある。定紋は本紋・正紋とも云い、替紋は裏紋・別紋・副紋・控紋とも云う。家紋は日本固有の文化である。欧州にも紋章があるが、大きな違いは家紋が家の紋であるのに対して、紋章は個人の物である。我が国では平安時代後期になると公家が独自の紋を牛車の胴に付け都大路で披露して歩き回り始めた事が家紋の起こりであるという。

武家の家紋は公家よりも遅れ、源平の対立が激化し始めた平安末期に生まれる。戦場において自分の働きを証明、また名を残す自己顕示のため各自が考えた固有の凶象を旗幕、幔幕にあしらったことが、その始まりであったと考えられている。他家の定紋は配慮して使わない事とする暗黙の了解があったが、家紋を幾つも所有する事は自由であった。

松田家の家紋は、「鎌倉武鑑」に記載されている物が一番古いとされる記述ではあるが「鎌倉武鑑」は鎌倉時代では無く、江戸時代になって発行されたものである。家紋は源平の対立(1180年)頃から大きく分かれた平家の赤旗、源氏の白旗が使用される様になり、鎌倉中期から各家の家紋を使用する様になったのであり、「鎌倉武鑑」は波多野義通(1107年～1167年)の家紋が「二重直違紋」になっており正確な記述では無い。

松田家の家紋は、太平記廿九卷「小清水合戦事付瑞夢事」が文書に依る初見となる。「小清水合戦」(足利尊氏と弟直義の戦い)には「兵共暫馬の息を継せて傍を屹と見たるに、輪違の笠符著たる武者一騎、馬を白砂に馳通して、敵七騎に被取籠たり。弾正左衛門義冬是を見て、「是は松田左近将監と覚る。」とあり、松田家は「輪違」の家紋を使用していたのが分かる。「小清水合戦」は観応2年(1351)の事であり、備前松田家3代松田左近将監元泰は数々の戦いに手柄を立て、足利氏の家紋、「丸に二引き」の使用を許された。足利尊氏の重臣、高師直も輪違(寄り懸かり輪違紋)を使用していた。松田家の「輪違」の家紋が足利氏の重臣、高氏の家紋「寄り懸かり輪違紋」と同じ様な「輪違紋」なのは何か意味があるのだろうか。

この頃松田家の多くが高師直・師泰軍に参加していた。「太平記」に依ると1347年、高師直軍の交名中に松田太郎三郎(経朝)・松田盛信が、同年12月南朝方との戦いには重明が高師泰に従った。1348年、楠木正行との四条畷の戦いの小旗一揆の高師直軍には松田小次郎・松田左近将監重明・重明弟の松田七郎五郎・子息松田太郎三郎(同名だが経朝では無い)・松田盛信の名が見える。又、1351年には観応の擾乱中の兵庫小清水合戦に高師直軍に松田左近将監重明の名が見える。(左近将監重明は左近将監元泰の別名と思われる)

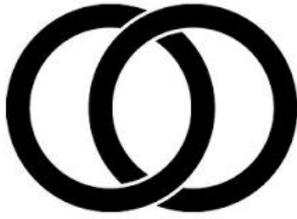
又、備中一の宮の吉備津神社が輪違紋を使用している。

延文二年(1357)吉備津神社のトップである社務という役職に就いていたのは松田肥後守重明であり、貞治元年(1362)頃の社務は松田備前守吉信であった。ついで、応永12年12月13日(1405)仮葺の時の社務は子の松田三郎左衛門尉満朝、応永28年11月26日(1421)桧皮葺の時の社務は子の松田十郎朝郷であった。この事に依り、吉備津神社の神紋は松田家の家紋を使用したと考える。吉備津神社の神紋と松田家の関係を玉松城命名五百年記念講演の時に吉備津神社に付いて講演をされた東京大学史料編纂所教授榎原雅治氏に問い合わせたところ「家紋・神紋の研究はしていませんが、それで良いと思います」と云うご連絡を頂いた。

この二つの輪は「天を表す金剛界」と「地を表す胎蔵界」を表し、「金剛界は智」「胎蔵界は理」のことで、二つの輪が繋がることで「天と地の調和」という意味である。当時は、公家や武家の家紋を神紋・寺紋として使用したり、武家が神紋・寺紋を使用した。

神紋も家紋と同様に平安時代に使われ始め、鎌倉時代に多くの神社で用いられた。

松田家・吉備津神社輪違い 丸に二引き(足利氏) 寄り懸かり輪違い(高氏)



6代元運の頃、永享七年(1435)に足利幕府が常陸佐竹(茨城県常陸大宮市長倉)の長倉遠江守を追罰した戦記物語の「長倉追罰記」の文中に、参加した全国諸将の宿陣の紋幕の記述があり、松田家の家紋を「めひきかご(目籠、籠目)松田 相模国足柄上郡松田庄藤原流羽多野氏流」と記載されている。松田家は鎌倉公方足利持氏に味方し、岩松右馬頭持国率いる6000の兵で長倉遠江守を攻撃し、4ヵ月後に城は開城した。

松田家の家紋は観応2年(1351)頃には「輪違い」を使用し、足利氏の家紋、「丸に二引き」の使用も許されるが、永享七年1435年頃は「めひきかご(目籠、籠目)」を使用していた。その後いつの日か、「二重直違い」に変化した。

「丸に二引き」は京都から下向した松田頼秀が1471年に開基した神奈川県相模原市緑区青野原の龍泉寺の瓦や加賀前田氏に召し抱えられた直秀の弟秀也の子孫高岡松田家に使用されている。

籠目



松田家籠目紋



備前松田家二重直違い



「籠目紋」と「二重直違い紋」を比較すると、松田家の「籠目紋」は三組の平行線で構成されている。一組の上下の平行した二本の線を除き、残った二組の平行線をそれぞれ中央に近づけると、「二重直違い紋」になるので、「二重直違い紋」は「籠目紋」の変化した紋である。「籠目紋」は六角形と三角形から構成されており、古代から六角形は亀、三角形は蛇の鱗を意味している。つまり、「籠目紋」そのものは、亀と蛇の組み合わせであり、古代中国において、亀は「長寿と不死」の象徴、蛇は「生殖と繁殖」の象徴である。玄武の亀と蛇の合わさった姿を、「玄武は亀蛇、共に寄り添い、もって牡牝となし、後につがいとなる」と、陰陽が合わさる様子に例えている。北に鎮座し、玄武は北方を守護する神である。「籠目紋」は悪を退け、正義を貫き、幸運を呼び、魔よけの意味を持つ。

相模松田家二重直違い



松田家丸の内二膳箸



相模松田家女紋



小田原北条氏重臣の相模松田家の「二重直違ひ」は角度に変化があり、徳川氏家臣松田家や埼玉松田家は小田原北条氏時代の「二重直違ひ」をその儘使用し、加賀前田氏家臣松田家は 1610 年頃から現在まで「丸の内二膳箸」を使用している。相模松田家女紋は松田旭子の羽織を写したものである。